

報告第一号

令和四年第三回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号）第三条第一項の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理し処分したので、同条第二項の規定により報告する。

令和四年九月九日提出

大分県教育委員会教育長 岡本天津男

教委教改第760号  
令和4年9月2日

大分県知事 広瀬勝貞 殿

大分県教育委員会  
教育長 岡本天津男

議案に対する教育委員会の意見について（回答）

令和4年8月31日付け財第247号で照会のあった上記のことについて、  
下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。

(公印省略)



財 第 247 号  
令和4年8月31日

大分県教育委員会

教育長 岡本 天津男 殿

大分県知事 広瀬 勝貞

議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

## 記

### 1 議案名

- ・令和4年度大分県一般会計補正予算（第2号）関係部分
- ・職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- ・職員の定年等に関する条例等の一部改正等について
- ・職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- ・損害賠償請求に関する和解をすることについて
- ・損害賠償の額の決定について

### 2 議案提出県議会

令和4年第3回定例会

第70号議案

## 令和4年度 大分県一般会計補正予算（第2号）

令和4年度大分県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,208,984千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 732,098,728千円 とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年9月7日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

(2)

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正  
歳 入

款	項	既 定 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
9 国 庫 支 出 金		136,138,003	1,975,765	138,113,768
	2 国 庫 補 助 金	106,204,585	1,975,765	108,180,350
12 繰 入 金		19,999,892	797,390	20,797,282
	2 基 金 繰 入 金	19,683,029	797,390	20,480,419
13 繰 越 金		100	4,920,090	4,920,190

	1 繰越金	100	4,920,090	4,920,190
14 諸収入		99,685,240	1,458,739	101,143,979
	3 貸付金元利収入	91,954,022	1,115,000	93,069,022
	4 受託事業収入	1,860,072	56,556	1,916,628
	7 雑入	2,739,026	287,183	3,026,209
15 県債		70,674,000	57,000	70,731,000
	1 県債	70,674,000	57,000	70,731,000
歳入合計		722,889,744	9,208,984	732,098,728

( 4 )

歳 出				
款	項	既 定 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		30,246,999	827,434	31,074,433
	2 企 画 費	11,428,586	827,434	12,256,020
3 福 祉 生 活 費		72,090,593	1,618,952	73,709,545
	1 社 会 福 祉 費	47,563,104	1,618,952	49,182,056
6 農 林 水 産 業 費		56,234,628	231,861	56,466,489
	2 畜 産 業 費	4,197,981	103,950	4,301,931
	5 水 産 業 費	6,960,970	127,911	7,088,881

7 商 工 費		99,714,079	1,614,091	101,328,170
	1 中 小 企 業 費	91,558,993	1,121,091	92,680,084
	2 工 鉱 業 費	7,339,585	473,000	7,812,585
	3 観 光 費	815,501	20,000	835,501
8 土 木 費		84,474,542	56,556	84,531,098
	3 河 川 海 岸 費	24,965,929	56,556	25,022,485
13 諸 支 出 金		64,977,296	4,860,090	69,837,386
	1 積 立 金	266,541	4,860,090	5,126,631
歳 出 合 計		722,889,744	9,208,984	732,098,728

(6)

第 2 表

## 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
6 農 林 水 産 業 費			千円 5,028,000
	3 農 地 費		1,368,000
		基幹水利施設保全対策事業費	37,000
		農業水利施設保全合理化事業費	159,000
		水田畑地化推進基盤整備事業費	40,000
		経営体育成基盤整備事業費	329,000
		広域営農団地農道整備事業費	18,000

		農村振興総合整備事業費	11,000
		中山間地域総合整備事業費	177,000
		演習場周辺障害防止対策事業費	114,000
		耕地災害復旧関係受託事業費	216,000
		防災重点農業用ため池等調査計画事業費	45,000
		防災重点農業用ため池等整備事業費	217,000
		海岸保全事業費	5,000
	4	林業費	1,601,000
		復旧治山事業費	702,000
		予防治山事業費	711,000
		集落水源地整備事業費	75,000
		地すべり防止事業費	113,000
	5	水産業費	2,059,000

( 8 )

		沿岸漁場基盤整備事業費	323,000
		種苗生産施設整備事業費	948,000
		水産流通基盤整備事業費	540,000
		水産生産基盤整備事業費	51,000
		漁港施設機能強化事業費	160,000
		地方創生港整備推進交付金事業費	37,000
8	土 木 費		11,690,000
	1	土 木 管 理 費	100,000
		県有建築物防災対策推進事業費	100,000
	2	道 路 橋 梁 費	5,900,000
		(単) 道路防災事業費	90,000
		(単) 道路施設補修事業費	190,000

		(公) 交通安全事業費	500,000
		(公) 道路防災事業費	310,000
		(公) 道路施設補修事業費	1,470,000
		(公) 道路改良事業費	2,600,000
		(単) 道路改良事業費	680,000
		道路関係受託事業費	35,000
		(単) 橋梁整備事業費	25,000
	3 河 川 海 岸 費		4,212,000
		(単) 河川海岸改良事業費	90,000
		(単) 緊急河床掘削事業費	40,000
		(公) 広域河川改修事業費	740,000
		(公) 河川緊急情報基盤整備事業費	17,000
		(公) 河川災害関連事業費	75,000

( 10 )

		(公) 治水ダム建設事業費	500,000
		河川施設災害防止緊急対策事業費	363,000
		河川関係受託事業費	200,000
		災害関係受託事業費	140,000
		(公) 海岸環境整備事業費 (河川課分)	20,000
		(公) 津波危機管理対策緊急事業費 (河川課分)	20,000
		(公) 津波危機管理対策緊急事業費 (港湾課分)	35,000
		(単) 砂防改修事業費	37,000
		(単) 急傾斜地崩壊対策事業費	135,000
		(単) 砂防施設再生事業費	10,000
		(公) 通常砂防事業費	340,000
		(公) 火山砂防事業費	320,000
		(公) 特定緊急砂防事業費	18,000

		(公) 地すべり対策事業費	77,000
		(公) 特定緊急地すべり対策事業費	10,000
		(公) 急傾斜地崩壊対策事業費	360,000
		(公) 砂防施設緊急改築事業費	190,000
		(公) 砂防災害関連事業費	95,000
		砂防施設・急傾斜地災害防止緊急対策事業費	380,000
	4 港 湾 費		705,000
		(公) 重要港湾改修事業費	170,000
		(公) 地方港湾改修事業費	260,000
		(公) 港湾改修統合事業費	275,000
	5 都 市 計 画 費		722,000
		(単) 街路改良事業費	60,000
		(公) 街路改良事業費	590,000

( 12 )

		都市計画事業関係受託事業費	10,000
		県営都市公園施設整備事業費	10,000
		(公) 県営都市公園長寿命化等対策事業費	52,000
	6 住 宅 費		51,000
		特定建築物等耐震対策促進事業費	51,000
10 教 育 費			1,169,000
	4 高 等 学 校 費		111,000
		高等学校施設整備事業費	111,000
	5 特 別 支 援 教 育 費		1,058,000
		支援学校施設整備事業費	1,013,000
		スクールバス整備事業費	45,000
合 計			17,887,000

第 3 表

## 債務負担行為補正

(1) 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 県立総合文化センター及び県立美術館管理運営委託料	令和 4 年度 から 令和 9 年度 まで	千円 2,750,988
2 大分県リバーパーク犬飼管理運営委託料	令和 4 年度 から 令和 9 年度 まで	50,565
3 大洲総合運動公園及びフェンシング場管理運営委託料	令和 4 年度 から 令和 9 年度 まで	361,890

( 14 )

(2) 変 更		
事 項	期 間	限 度 額
1 大分空港海上アクセス整備事業		「1,780,822千円」を「2,220,563千円」
2 信用保証協会の中小企業制度資金の貸付けに伴う保証料 率軽減に対する補助		「2,512,046千円」を「2,559,191千円」

第 4 表

## 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後				摘 要
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	
種 苗 生 産 施 設 整 備 費	千円 422,000				千円 479,000				

(注) 起債の方法、利率及び償還の方法は、当該既定予算のとおりである。

## 第73号議案 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

教育人事課

### 1 制定理由

職員の定年の引上げを踏まえた高年齢の職員の多様な働き方のニーズに応えるため、公務の運営に支障がないと認めるときは、勤務時間の一部について休業することを可能とする高齢者部分休業制度を導入・運用するための規定を整備するもの

### 2 制度概要

項目	制度内容	条例案
対象職員	55歳以上	第2条
休業期間	55歳に達した日の属する年度の翌年度4月1日以後の日で、職員が申請した日から、定年退職日まで	第3条第1項
休業時間	1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内 5分単位	第3条第2項
給与等	勤務しない1時間につき、1時間当たりの額を減額	第4条
休業時間の延長	公務の運営に支障がないときは、休業時間の延長を承認できる	第5条
承認の取消、短縮	公務の運営に支障があるときは、当該職員の同意を得たうえで、承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができる。	第6条
退職手当	勤務しなかった期間の2分の1の期間を在職期間から除算	第7条

#### (参考) 高齢者部分休業制度の概要

高年齢による諸事情(家族の介護、体力の低下、セカンドキャリアに向けた準備など)や、地域貢献(ボランティア等の地域活動への参画など)のための時間創出などを想定し、高年齢の職員が定年退職前に先行的に休業を取得できる制度 <地方公務員法第26条の3>

### 3 施行期日

令和5年4月1日

# 第74号議案 職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

教育人事課

## 1 改正理由

定年引上げに係る国家公務員法等及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年6月11日公布、令和5年4月1日施行)を踏まえ、定年制度、役職定年制、定年前再任用短時間、給与の措置等に関し必要な事項を定めるとともに、関係条例について所要の整備を行うもの。

### <国の改正法の概要>

- ・ 定年の段階的引上げ(現行60歳→65歳)
- ・ 管理監督職勤務上限年齢制(役職定年制)の導入
- ・ 定年前再任用短時間勤務制の導入
- ・ 情報提供・意思確認制度の新設
- ・ 給与に関する措置(給料月額を7割水準、退職手当の特例適用)
- ・ 現行の再任用制度の廃止

## 2 改正内容

### (1) 定年引上げ制度の概要

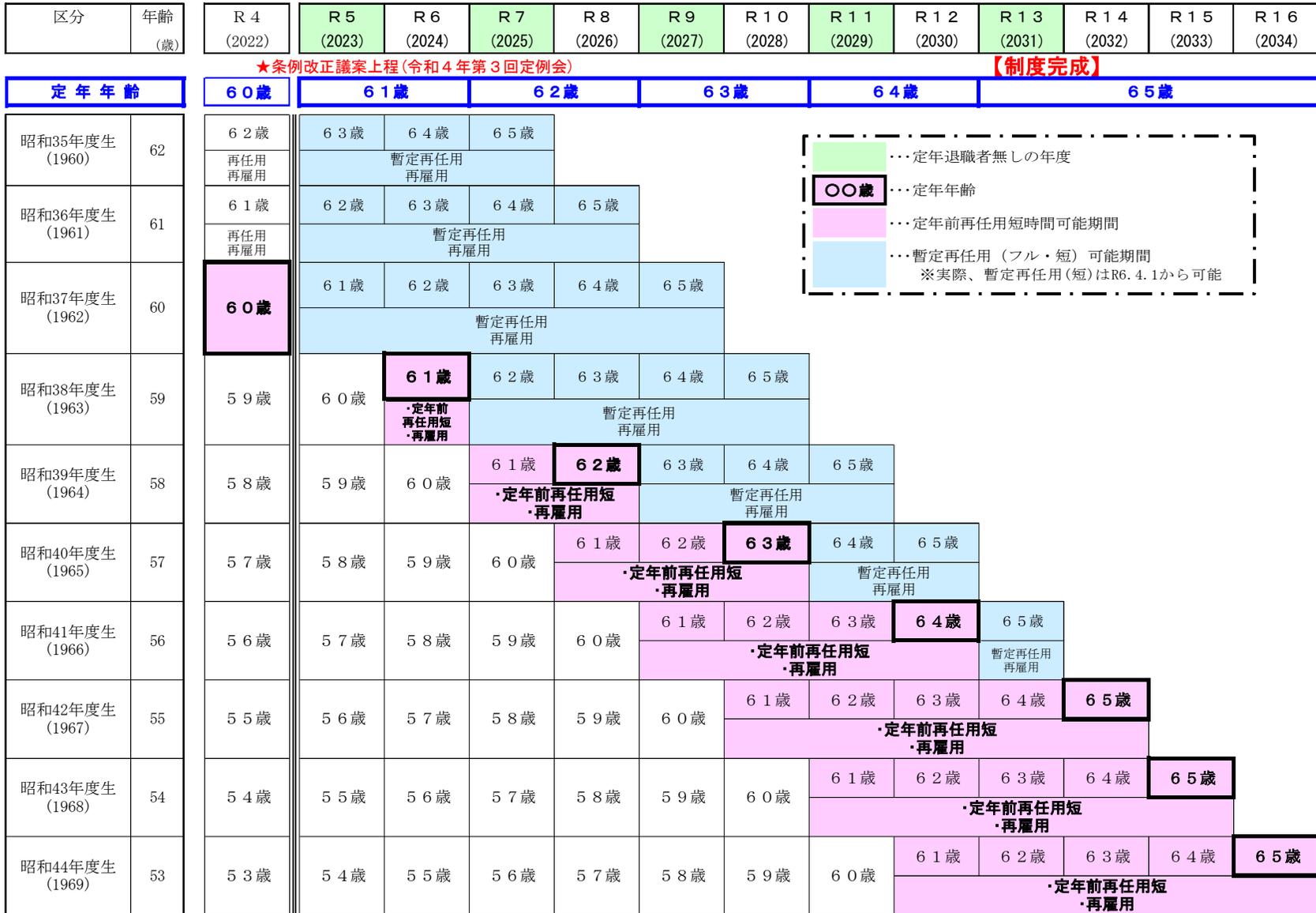
主な項目	現行	改正案
定年引上げ	定年60歳(労務職は、63歳)	定年65歳 ※2年に1歳ずつ段階的に引上げ(R5年度 → R13年度引上げ完成)
	定年65歳(医師等)	定年70歳(医師等) [特例定年として設定]
管理監督職勤務上限年齢制 (役職定年制)	※新設	原則、課長級以上の職は、60歳以降、課長補佐級の職へ役降り
	※新設	役降りの特例措置[特例任用]を設定
定年前再任用短時間勤務制	※新設	60歳以降に一旦退職し、短時間勤務の職で再任用が可能
暫定再任用制度	60歳以降、65歳までの間で再任用が可能(雇用と年金の接続)	現行再任用制度は廃止となるが、段階的引上げ期間中に限り、暫定再任用制度として現行と同様の取扱いを存置
情報提供・意思確認制度	※新設	原則、60歳となる前年度(59歳時点)に60歳以降の制度等について情報提供し、勤務の意思確認を行う
給与に関する措置	※新設	給料月額は、60歳前の7割 退職手当は、ピーク時特例の適用対象

(2) 定年の段階的引上げのイメージ図

一般行政職の例

(現行の定年年齢：60歳)

※R5年度から2年に1歳ずつ引上げ



3 施行期日

令和5年4月1日(一部準備行為等については、公布の日等)

## 【参考】改正・廃止条例一覧

	改正条例名	主な改正内容
1	職員の定年等に関する条例	定年制度、役職定年制、定年前再任用短時間勤務制、段階的引上げ措置、情報提供・意思確認、暫定再任用制度、経過措置等の規定整備
2	職員の給与に関する条例	給与7割措置、定年前再任用短時間勤務制に伴う規定整備
3	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	定年前再任用短時間勤務制に伴う規定整備
4	技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例	
5	義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例	
6	大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例	
7	職員の退職手当に関する条例	退職手当の特例措置、定年前再任用短時間勤務制に伴う規定整備
8	職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例	定年前再任用短時間勤務制に伴う規定整備
9	職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例	役職定年制に伴う規定整備
10	職員の懲戒の手続及び効果に関する条例	給与7割措置に伴う規定整備
11	学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例	定年前再任用短時間勤務制に伴う規定整備
12	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例	役職定年制に伴う規定整備
13	職員の育児休業等に関する条例	役職定年制、定年前再任用短時間勤務制に伴う規定整備
14	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	役職定年制に伴う規定整備
15	一般職の任期付職員の採用等に関する条例	定年前再任用短時間勤務制に伴う規定整備
16	人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	定年前再任用短時間勤務制に伴う規定整備
17	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年大分県条例第26号)	規定の整備
18	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成15年大分県条例第46号)	
19	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年大分県条例第11号)	
20	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成29年大分県条例第25号)	
21	大分県職員定数条例施行に伴い退職する職員に対して支給する退職手当に関する条例	廃止
22	職員の再任用に関する条例	
23	職員の給与の特例に関する条例	
24	職員の給与の特例減額に関する条例	

# 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

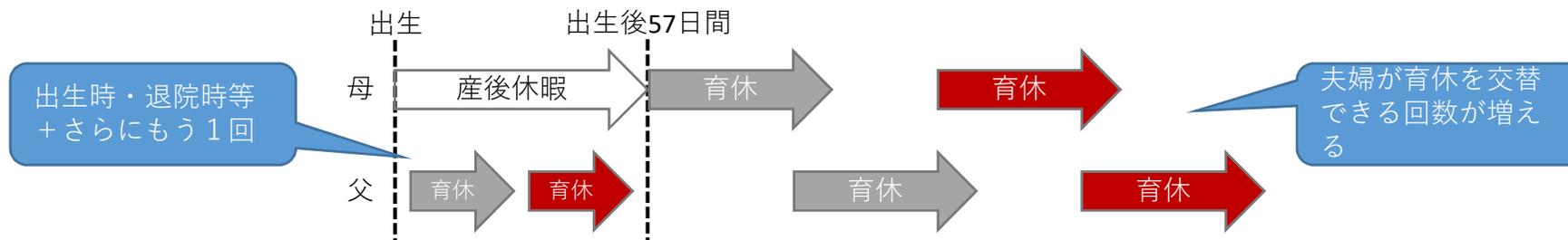
教育人事課

## 1 改正理由

地方公務員の育児休業制度が国家公務員の制度改正に準じて令和4年10月1日より改正されるため、所用の改正を行うもの。

## 2 地方公務員育児休業法の改正内容

地方公務員育児休業法の改正により、**育児休業の取得回数制限が緩和され、2回(現行:1回)まで育児休業を取得可能**となった。  
 ※男性については、子の誕生日から57日間以内の育児休業についても2回(現行:1回)まで育児休業を取得可能



## 3 育児休業条例の改正内容

### (1) 非常勤職員について、子の誕生日から57日間以内の育児休業(男性が対象)の取得要件を緩和

現行	改正案
子が1歳6か月に達する日までに、その職が廃止される場合や本人に任用希望がない場合は育児休業を取得できない	子の誕生日から57日間+6月を経過する日までに、その職が廃止される場合や本人に任用希望がない場合は育児休業を取得できない

### (2) 地方公務員育児休業法の改正により、育児休業の取得回数制限が緩和されたことで不要になった規定を削除

現行	改正案
原則として1人の子について1回のみ育児休業を取得可能(ただし、子の誕生日から57日間以内の育児休業(男性が対象、女性は有給の産後休暇期間に当たる)を取得した場合、再び育児休業を取得可能)	原則として1人の子について2回まで育児休業を取得可能(子の誕生日から57日間以内の育児休業(男性が対象、女性は有給の産後休暇期間に当たる)についても2回まで育児休業を取得可能)
育児休業等計画書により任命権者に申し出て、その育児休業の終了後3月以上の期間を経過すれば、2回目の育児休業を取得可能	削除

## 4 施行期日

令和4年10月1日(地方公務員育児休業法等改正法の施行日)

## 第 83 号議案 損害賠償請求に関する和解をすることについて（概要）

教育人事課

### 1 事案の概要

平成 31 年 1 月 17 日に大分県立高校の生徒が自殺を図り後遺障害を負ったことについて、当該生徒とその母親から、同校教諭であった者との性的関係が原因であるなどとして、令和 2 年 1 月 14 日に大分県を被告として大分地方裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された。

### 2 事案の経緯

- 平 31. 1.17 原告生徒が、自宅で自殺を図る
- 令元. 6. 6 当該教諭と原告生徒との間に性的関係があったことが判明
- 令元. 7.23 当該教諭を懲戒免職
- 令 2. 1.14 大分地方裁判所へ提訴（損害賠償請求金 1 億 3 1 1 8 万 7 4 9 4 円）
- 令 4. 8.22 大分地方裁判所から和解勧告

### 3 和解勧告の主な内容

- ① 当該教諭の行為と原告生徒に招かれた重大な結果との法律上の因果関係の存在については、直ちには首肯し難い。
- ② 教諭と生徒とが性的な関係をもつことは、それ自体、理由のいかんを問わず、不適切極まりなく、許されざるもの。  
原告らを始めとする大分県民の教育に対する信頼を著しく失墜させるもの。
- ③ 被告は原告らに対し、解決金として 5 0 0 万円を支払うこと。
- ④ 被告は、今後二度と本件のような事故が起きないようにするために、再発防止策等を講じること。

### 4 今後の対応について

生徒が自殺を図り、意識が戻らない状態にあることは非常に残念であり、衷心より遺憾の意を表します。不適切な関係と重大な結果との因果関係について、県の主張が一定程度認められており、早期解決を図る観点から和解を行うとともに、改めて再発防止を徹底してまいります。

## 損害賠償の額の決定について

教育委員会

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

### 1 概要

令和4年6月7日午前9時55分頃、豊府中学校の会計年度任用職員が刈払機を用いて同校の敷地から歩道に伸びた草を刈っていた際、刈払機に弾き飛ばされた小石が通行車両に当たり、車両の一部が損傷したもの

県(学校)の過失があったことから、相手方に賠償を行うもの

### 2 被害箇所及び被害額

- ・被害箇所:助手席側のフロントガラスに傷
- ・被害額:132,924円

### 3 県(学校)の過失について

○除草作業の職務を行うについて、過失があり、他人に損害を与えたため、相手方に損害賠償を行う必要がある(小石等の飛散拡散防止を十分に行う必要があった)

### 4 専決年月日 令和4年8月23日



現場状況図



被害車両



助手席側のフロントガラスに傷